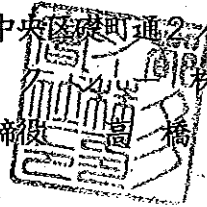


平成27年6月12日

国土交通省 運輸審議会 殿

新潟市中央区礎町通2ノ町2142番地1  
都タクシー株式会社  
代表取締役 高橋良樹



## 公述申込書

1. 事案番号 平27第5003号
2. 事業の種類 一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）に係る特定地域の指定
3. 指定する地域 新潟交通圏
4. 公述人 都タクシー株式会社  
代表取締役 高橋良樹  
〒951-8055  
新潟市中央区礎町通2ノ町2142番地1  
[Redacted] 75歳  
自宅 [Redacted]  
[Redacted]  
[Redacted]
5. 事案について特定地域の指定は賛成です
6. 勤務先 都タクシー株式会社  
〒951-8055  
新潟市中央区礎町通2ノ町2142番地1  
電話 025-222-2121



平成27年6月12日

国土交通省 運輸審議会  
御 中

新潟市中央区横町通2丁目2142番地1  
都 夕 株式会社  
代表取締役 橋 良 樹  
TEL 025-222-2121  
FAX 025-229-5791  
携 帯 [REDACTED]

## 公 述 書

### 1. (自己紹介)

私は新潟交通圏でタクシー業を営む一事業者として特定地域の指定について、賛成の公述させていただきます。

今回はあくまでも一事業者としての発言であります。

誤解の無いよう申し上げますが、今回は元新潟市ハイヤータクシー協会会長や、現新潟県ハイヤー・タクシー協会会長としての立場なく、また同交通圏の協議会委員としてではありませんので申し添えしておきます。

### 2. (タクシーの必要性・社会性)

タクシーは鉄道・バスには無い、優れた長所のある、地域になくてはならない公共交通機関であります。

何時でも誰でもが、戸口から戸口まで送ってもらえる大変便利な乗り物であります。

特に高齢化が進む社会においてはお年寄りにとって、また身障者、妊婦さん、そして地理不案内の県外から来た人にとっては必要不可欠なものとなっています。

### 3. (特定地域指定の要件を満たすは改善が求められている特別地域)

新潟交通圏が特定地域の指定を受けえる要件を満たしているということは、言い方を変えますと、新潟交通圏は全国の中でも特に問題が多く、このままでは安心・安全が確保できず、ひいては利用する消費者に迷惑がかかることとなる恐れのある特別な地域だと言うことであります。国交省が客観的にデータを解析した結果、問題がある特別ダメな地域で、早急に改善する必要がある地域ということでもあります。

### 4. (新潟交通圏の現状)

新潟交通圏の現状と問題点をお話しさせていただきます。

- ① 乗務員の今の給与は、一頃の約60%程度に減少し、他産業と比べると約半分となっています。ワーキングプアに近い状態となってきています。そのため労働集約産業でありながら、若く良質な人材の確保が困難となっています。
- ② 貧困からドライバーの健康の自己管理が行き届かず、また高齢化も進み、事故の多発が懸念されています。
- ③ お客様一人に対しタクシーが2台の構図で、実労働時間を100とすると、お客様を乗せて実際に仕事をしている時間は25%程度、1/4しかありません。大変非効率な産業と化しております。
- ④ また深夜を伴う長時間労働のため過労が心配され、現実に疾病者も異常に多く見受けられます。
- ⑤ 既に老舗の3社は倒産し、多数の働く人が職を失いました。この様に大変な惨状となっており、事業経営者はこれを改善する責務があると思います。しかし個々一社一社で出来るものではありません。

## 5. (主張は公の協議の場で)

特定地域指定に反対や心配されている方の中に、もし特定地域に指定されると減車が強制される…と考えている事業者がおられるとしたら、また利用者の方で減車が進みタクシーの数が減り利用しづらくなってしまふ等と心配されての特定地域指定を反対されているのであれば、それは誤解されているのではないかと申します。

たしかに特定地域の指定を受けると、一時的ではありますが、新規参入や増車はストップ、現状は凍結されてしまいます。しかしその間に関係者が皆でタクシーの適正化・活性化についてどうすべきか？どうあるべきか？を協議し、そして改善計画を作成し、国土交通大臣の認可を受けて初めて皆で地域を改善・実行していけるものであります。

この改正タクシー特措法の下に、特定地域協議会が設定されるということは、新潟交通圏の諸問題を解決できるのは国家でなく、事業経営者・そこに働く人・そして利用者等、利害が直接及ぶ当事者が、自ら主体となって責任を持って解決するのが一番良い方法と考え出されているものであります。

当然そこには事業者のエゴや私利私欲は許されるものでなく、世間に迷惑をかけることのない様、また間違った決定がされないよう、関係する行政などのアドバイスや監視の下で協議がなされるものであって、民主的で公明正大なものでなければなりません。

今回の改正タクシー特措法の下に、特定地域指定を受け、その協議会の運営・決議方法は、まさにその様に作られているものと考えています。

その際、事業者間では利害が絡む問題も多く、厳しい論争が予想されます。特定地域の指定を受けて独禁法除外の適用を得ていないと話し合いもできず、もし話し合いをすればまた公取委からカルテルだ！と言われかねません。まずは特定地域の指定を受け、協議の場を設けてもらう必要があります。

特定地域指定イコール減車ではありません。あえて申せば減車問題は、あくまでも適正化・活性化の中の一つの選択肢でしかありません。

しかも減車計画の賛否を決するには、色々な諸条件をクリアする必要があり、その上全事業者の2/3の賛同が必要です。このように減車については厳しいルールが設けられています。

まずは特定地域の指定を受け、その後の協議会の中で協議を重ね、適正化・活性化の協議を進める中で、減車する・しないも決めていく問題であると思います。

#### 6. (当事者全員が責任を持って解決する)

タクシーの諸問題の解決に当たっては、特に事業者は痛みを伴う事も多く、厳しいものがありますが、新潟交通圏の事業者・関係者は全員が参加し、立場や考えが異なり、利害が交差する中ではありますが、私利私欲に走ることなく、業界が将来に向けて健全化するためには何をすべきか？どうあるべきか？関係者一丸となってとことん真剣に協議し、事態を改善する責務があると思います。

もし特定地域の指定は必要ない！とか、協議にも参加しない！とあるとすれば、それは無責任なこととなるのではないのでしょうか？

#### 7. (早急な改善が求められている)

新潟交通圏のタクシーが安心・安全・快適なサービスで地域の公共交通として十分機能が発揮できますよう、また一刻も早い特定地域の指定をいただき、協議会で実のある協議が出来ますよう、お取り計らいをお願い申し上げます。